

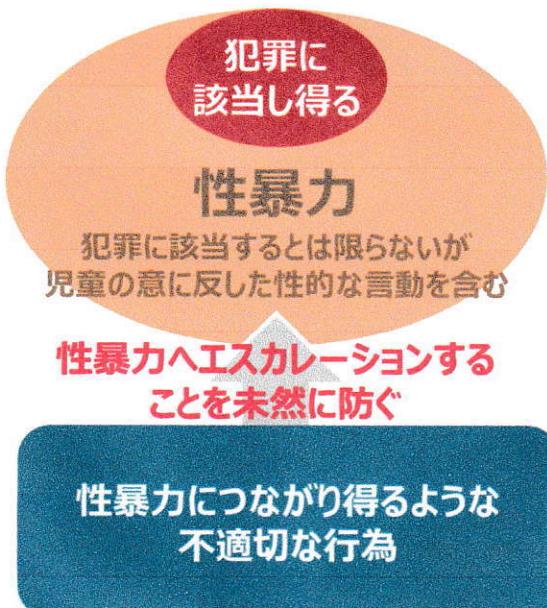
## 4. 性暴力、不適切な行為とは

本横断指針では、「従事者から児童に対する性暴力」を主たる対象としている。

本横断指針において、「性暴力」とは、犯罪に該当するものだけでなく、犯罪に該当せずとも、「（被害児童である）本人の意に反した性的な言動」が行われることを含む<sup>2</sup>。「意に反する」とは、被害児童が「嫌だ」と伝えた場合だけではなく、行為の意味を理解していない、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ない、あるいは性的手なしきによって誘導された場合を含む。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為であるとは限らない。わいせつな言動、性器の露出、ポルノや性行為を見せること、のぞき、盗撮等の非接触型の性暴力もある。性別を問わず性暴力の被害者となり得るものであり、加害者の性別は被害者の異性とは限らない。

本横断指針における「不適切な行為」とは、性暴力につながり得る行為である。事業者において、性暴力につながり得るような不適切な行為についても対応することで、性暴力の未然防止につながる（詳細は p18「服務規律等の整備・周知」、p78「不適切な行為を行った者への対応」を参照）。



※次ページ以降に、性暴力、性暴力につながり得るような不適切な行為の例を記載している。

<sup>2</sup>16歳未満の児童については、性的行為に関して有効に自由な意思決定をするための能力が十分に備わっているとは言えないため＊、仮に本人の同意がある場合であっても、性的行為が犯罪や性暴力となることに留意が必要である。

\* 性的行為に関して有効に自由意思決定をするための能力としては、①行為の性的な意味を認識する能力だけでなく、②行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力が必要であると考えられる。13歳未満の場合は、①の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠け、13歳以上16歳未満の場合は、①の能力が一律に欠けるわけではないものの、②の能力が十分でなく、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けると考えられる。このため、13歳以上16歳未満の場合は、相手方との間に対等な関係がおよそあり得ず、有効に自由な適切な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限って処罰する観点から、当該13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が処罰対象とされている。

## ❖ 性暴力の例

**犯罪に該当し得る**

- 性交・性交に類似する行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・帮助をする
  - 性交、口腔性交、肛門性交、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部・物を挿入する
  - 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行をする 等
- わいせつ行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・帮助をする
  - 性的部位を触る、自身の性的部位を触らせる
  - キスをする、抱きつく
  - 下着の中に手を入れる 等
- 自身の性器を見せる
- わいせつ目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う
- 児童買春、児童買春に関わる行為をする（周旋、勧誘 等）
- 児童ポルノの所持、提供等をする
- 裸等の性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をネットに配信する
- 性的な被写体として撮影する
- 着替え、トイレ、入浴等で、通常隠されている身体、下着を不必要にのぞき見たり、その場面を盗撮する
- 児童に裸等の性的な画像や写真を見せる、送り付ける
- 介助としては不要であるにもかかわらず、介助と称して不適切な性的部位の接触を行う
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- 障がいのある児童に対して人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする

**限  
犯  
罪  
に  
該  
当  
さ  
ない  
が  
該  
当  
す  
る  
と  
は**

- 児童にわいせつなことを言ったり、わいせつな話をするようにお願いする（SNS、電子メールのやり取りも含む）
- 児童の前で執拗にわいせつな言葉を発する、または会話する
- 児童のプライベートゾーンに関する身体的特徴、第二次性徴（勃起、月経、発毛 等）についてからかう
- 性的なうわさ（プライベートゾーンに関わる身体的特徴や月経、初体験等の話）の流布

### ＜留意点＞

※上図の「犯罪に該当し得る」行為や「犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」行為は、発生した場所や加害者によって、「被措置児童等虐待」（児童福祉法）、「児童虐待」（児童虐待防止法）、「障害者虐待」（障害者虐待防止法）などに該当する可能性がある点に留意する。

※上記はあくまで例示であり、実際に個別の事案で犯罪が成立するか否かは、司法機関において判断されるものであり、上記分類は、p59以降に記載した、事業者の対応方針の例を示すために分類している。事業者の対応方針は、個々の事情に応じて判断されるものであるため、例示にとらわれることなく、個別の事案ごとに対応を検討することとなる。

※児童の性的なトラブル等について、従事者同士が必要な範囲内で、一定の情報管理のもと、情報共有等することは、「性的なうわさの流布」には当たらないと考えられる。

## ◆ 不適切な行為の例

性暴力につながり得るような不適切な行為

下記は事業者が求め業務上必要と認めた場合及び緊急事態を除く

- 児童へ不必要又は過度な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）
- 不必要に児童と密室で2人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す、寝かしつけの際に特定の児童とだけ添い寝をする 等）
- 児童と私的な連絡先（SNSアカウント、メールアドレス等）の交換、SNS等で個人的なやり取りをする
- 児童の容姿等を過度に褒める
- 私的に児童と学校・事業所外で会う
- 不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる
- 保護者の承諾がないまま、保護者不在時に児童の自宅で二人きりになる
- 児童を自宅に招く
- 業務上求められる活動の目的以外で、私的に児童の写真や動画の撮影を行う
- 児童にマッサージをする
- 小学生以上の児童を膝に乗せる、肩車する、おんぶする 等
- 更衣や宿泊を伴う活動で、児童と従事者が2人きりで更衣室やお風呂等を利用する
- 更衣をする場所を設けずに、不特定多数の人の目がある中で児童に更衣をさせる
- おむつ交換時に、洋服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認する等、誤解を受けるような仕方で交換する
- 排泄、入浴、着替え等において、児童が自らやりたい意思を示している中で、わざわざ介助に入る
- 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い

### <留意点>

※児童への身体接触に関する考え方は、業種によって様々であることから、現場が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各業種のガイドライン等で具体的に検討・議論し、適切な身体接触の内容について、共通認識を形成することが有効と考えられる。

※児童から身体接触を伴う行為を求めてきたとき、愛着に課題がある児童などの場合には、それを無下に断ることが適切ではない場面も想定されるが、例えば膝に乗ってきた場合には、「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と言いいながら、隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感を提供することや、愛着形成に必要なスキンシップの範囲について保護者や職員が共通理解を形成するなど、性暴力の疑いが起こらないようなかたちで、児童とのスキンシップを工夫することも考えられる。

※「不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる」等、不適切な行為の例として挙げた行為のうちいくつかは、やむを得ない状況下においては許されることもある。ただし、その場合でも組織的に情報共有しながら行うなど、性暴力につながらないよう歯止めをかけるルールを定めて、運用することが求められる。

※不適切な行為は、「性暴力に該当しない行為」と捉えるのではなく、児童の人としての尊厳を踏みにじる行為になり得ることに留意することが重要である。

### 参考資料 ➡ 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性（令和6年、全国保育士会）

(<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/seibouryokuboushi.pdf>)

児童との接触等が業務上求められる保育所等においては、URLに掲載されているパンフレットにおいて、具体的な場面の例（例▶ 抱っこ、着替え、写真撮影）における、業務の必要性と、留意点等が説明されている。